

薬用植物栽培指導員制度に関する規程

(目的及び設置)

第1条 公益社団法人東京生薬協会が実施する 薬用植物国内栽培事業における薬用植物栽培等の指導・研修等の業務を行う ため、薬用植物栽培指導員（以下「栽培 指導員」という。） を置く。

(委嘱)

第2条 栽培 指導員は、栽培委員会が選出し 次の各号 に該当する者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 薬用植物栽培に関する知識・経験が豊富な者
- (2) 優れた人格および識見を備えていること
- (3) 当協会の会員であること

(任期)

第3条 栽培 指導員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

(手当及び旅費)

第4条 栽培 指導員が職務のため出張したときは、指導料、旅費を支給する。

栽培 指導員の指導料・旅費の額は、次のとおりとする。

- (1) 指導料 25,000 円/日
- (2) 宿泊費 15,000 円(1泊2食付、但し、これを上回るときはその実費)
- (3) 交通費 実費(航空機、特急料金、タクシー代等を含む)

(解嘱)

第5条 会長は、栽培 指導員が 次の各号 の一に該当するときは解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため任務の遂行に支障があるとき。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為があったとき。
- (3) 本人から解嘱の願い出があったとき。
- (4) 栽培指導員制度を縮小するとき。

(本規程に定めのない事項)

第6条 本規程にない事項については、協議のうえ検討する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、2013年11月20日から施行する。
2014年3月10日改正